

**改正**

平成七年三月二三日条例第四号

平成九年三月二五日条例第五号

平成一〇年三月二四日条例第一六号

平成一二年三月二四日条例第二号

平成一六年三月二三日条例第一七号

平成一七年一〇月六日条例第六五号

平成二四年七月一〇日条例第五八号

平成二六年三月二〇日条例第三八号

平成二七年三月二四日条例第一〇号

平成二八年一〇月一九日条例第四八号

平成三一年 三月二七日条例第五号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例をここに公布する。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例

(設置)

**第一条** 各種スポーツ大会に参加する県民等の宿泊の利便を図ることにより、岐阜県のスポーツの振興に寄与するため、岐阜市に岐阜県長良川スポーツプラザ（以下「スポーツプラザ」という。）を設置する。

**第二条** 削除

(使用の許可)

**第三条** スポーツプラザ（附属施設設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十二条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第六条まで及び第十一条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にスポーツプラザの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

**第四条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツプラザの使用を許可しないことができる。

- 一 スポーツプラザの管理上支障があるとき。
- 二 スポーツプラザを使用させることが適当でない認められるとき。

(使用許可の取消し等)

**第五条** 知事は、第三条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 スポーツプラザの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正な行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

**第六条** 使用者は、スポーツプラザに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- 2 第三条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

**第七条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、スポーツプラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

**第八条** 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

## 第九条 削除

(原状回復義務)

**第十条** 使用者は、スポーツプラザの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第五条の規定により許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

**第十一条** スポーツプラザを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第三条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 スポーツプラザの施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、スポーツプラザから退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

**第十二条** 法第二百四十四条の二第三項の規定により、スポーツプラザの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、スポーツプラザの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 県民がスポーツプラザを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
- 二 スポーツプラザの管理に関する事業計画が、スポーツプラザの適正な管理のために適切なものであること。
- 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定を

しないものとする。

- 5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

**第十三条** 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 スポーツプラザの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 三 第十五条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第七条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

- 3 前項の場合にあっては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

**第十四条** スポーツプラザの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第三条から第六条まで及び第十一条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 スポーツプラザの維持管理に関すること。
- 二 利用者への便宜の供与に関すること。
- 三 利用の促進に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(管理の基準)

**第十五条** 指定管理者が行うスポーツプラザの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。
  - イ 十二月二十八日から翌年の一月三日までを休業日とすること。
  - ロ イに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ

め知事の承認を得ること。

二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。

イ 午後三時から翌日の午前十時まで（連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。）を利用時間とすること。ただし、和室（会議のために利用する場合に限る。）については、午前九時から午後九時までを利用時間とすること。

ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

三 スポーツプラザの管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、スポーツプラザの利用を制限すること。

四 スポーツプラザの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

（事業計画書の提出等）

**第十六条** 指定管理者は、毎事業年度、スポーツプラザの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（管理の休廃止）

**第十七条** 指定管理者は、やむを得ない理由によりスポーツプラザの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

（公示）

**第十八条** 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第十二条第三項の規定による指定をしたとき。

二 第十二条第五項の規定による届出があったとき。

三 第十三条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の承認をしたとき。

（過料）

**第十九条** 第五条の規定による停止の命令又は第十一条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

**第二十条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、平成五年四月一日から施行する。（平成五年七月規則第五十五号で、同五年七月八日から施行。ただし、第二条第二号及び別表二の規定は、同年十月四日から施行）

(岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正)

**第二条** 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表岐阜県青少年の家の項を削る。

(岐阜県青少年の家使用料徴収条例の廃止)

**第三条** 岐阜県青少年の家使用料徴収条例（昭和三十四年岐阜県条例第六号）は、廃止する。

**附 則**（平成七年三月二十三日条例第四号）

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成九年三月二十五日条例第五号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十年三月二十四日条例第十六号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十六年三月二十三日条例第十七号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十七年十月六日条例第六十五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第十二条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

**附 則**（平成二十四年七月十日条例第五十八号）

この条例中第一条の規定は平成二十四年八月一日から、第二条の規定は平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十六年三月二十日条例第三十八号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日から施行日までの間に岐阜県長良川スポーツプラザ条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る利用料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二十七年三月二十四日条例第十号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十八年十月十九日条例第四十八号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。（後略）

**附 則**（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。  
（公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕（そう）艇場条例、岐阜県スポーツ科学センター条例、南飛騨健康増進センター条例及びソフトピアジャパンセンター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

**別表**（第七条、第十三条関係）

区分		金額（円）	
洋室（一人用）		一室一泊につき四、四〇〇	
洋室（二人用）		一室一泊につき七、七〇〇	
和室	宿泊のために利用する場合	高校生以下の者	一人一泊につき一、一〇〇
		その他の者	一人一泊につき二、二〇〇
	会議のために利用	七人部屋	午前 九五〇

	用する場合		午後 一、一五〇
			夜間 一、〇五〇
			全日 三、一五〇
		十一人部屋	午前 一、三六〇
		午後 一、八八〇	
		夜間 一、六八〇	
		全日 四、九二〇	
	附属施設設備等		知事が定める額
備考			
<p>一 一泊とは、午後三時から翌日の午前十時まで（連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。）の宿泊をいう。</p> <p>二 午前とは午前九時から午後一時まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後五時から午後九時まで、全日とは午前九時から午後九時までをいう。</p> <p>三 午前及び午後を通じて利用する場合の利用時間は午前九時から午後五時まで、午後及び夜間を通じて利用する場合の利用時間は午後一時から午後九時までとし、これらの場合の利用料金の額は、この表に掲げる午前及び午後の額の合計額又は午後及び夜間の額の合計額とする。</p> <p>四 身体に障害がある者で規則で定めるものが洋室（二人用）に一人で宿泊する場合の利用料金の額は、洋室（一人用）の区分に掲げる額とする。</p> <p>五 和室は、宿泊のための利用に支障がないと指定管理者が認める場合は、会議のために利用することができる。</p>			